

申請方法については石川県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

石川県社会福祉協議会 潜在保育士再就職準備金 募集案内

目的

保育士の資格を持ちながら、保育士として働いていない方に対し、再就職に必要な資金をお貸しし、保育士への復帰を支援します。再就職準備金は、石川県内で2年間、保育士として勤務すること（その他条件あり）で返還が免除されます。

再就職準備金の貸与限度額および用途

(1) 再就職準備金の貸与限度額

最高40万円（1人1回限り）

※ 必要な額をよく検討のうえ、申請してください。



(2) 再就職準備金の用途

限度額（40万円）の範囲内で、再就職の準備に必要な次の用途の費用（複数の用途に利用可能）を一括でお貸しします。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②子どもを保育所等に預ける際に必要となる入園料や準備費用等
(保育料等の毎月支払いが必要な費用は除く。)
- ③保育について学び直すための講習会の参加経費、参考図書の購入費
- ④保育士として働く際に必要となる衣服、かばん、靴などの被服費
- ⑤敷金、礼金、引越費用など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑥通勤用の自転車又はバイク等の購入費
- ⑦その他、再就職する際に必要となる経費

貸与の要件①

連帯保証人（成人）が1名必要となります。

連帯保証人は、国内に居住する成人で、何らかの収入があることが条件となります。

貸与の要件②

再就職準備金をお貸しするには、次の**全ての要件**を満たす必要があります。

| No. | 要件 | チェック欄 |
|-----|---|-------|
| ① | 申請者および連帯保証人の現居住地と住民登録の住所が一致していること。 | |
| ② | 保育士として登録後、1年以上経過していること。 (保育士として登録後、1年未満の場合は、保育士養成施設の卒業または保育士試験の合格から1年以上経過していること。) | |
| ③ | 次の施設又は事業の保育士としての 離職日から1年以上経過 しているか、 保育士としての勤務経験がない こと。 ア 保育所 イ 幼保連携型認定こども園 ウ 家庭的保育事業 エ 小規模保育事業 オ 事業所内保育事業 カ 幼稚園 | |
| ④ | 石川県内の下表の施設又は事業（以下、保育所等）の保育士として、平成28年10月1日以降に新たに採用が決定（勤務開始日ではありません。） していること。 | |
| ⑤ | 保育士（法令上、保育士資格が必要な職種を含む。以下同じ）として 週20時間以上 *1勤務すること（パート等の雇用形態は問いません。). | |
| ⑥ | 保育所等の保育士として新たに採用が決定した日から30日以内であること。 (ただし、保育所等の保育士として新たに採用が決定した日から勤務開始予定日までに30日以上の間がある場合には、勤務開始日前であること。) | |
| ⑦ | 保育所等の保育士として新たに採用が決定した日の時点までに、石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター(以下、福サポいしかわ)が運営する「保育のしごとサポートシステム(潜在保育士登録)」へ有効な登録*2を行っていること。 (福サポいしかわへ有効な求職登録*2を行っている者も含む。) | |
| ⑧ | 申請した日の時点で、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等、再就職のために他の同種の貸し付けを受けていないこと。 | |
| ⑨ | 暴力団員等反社会的団体関係者や児童福祉士法その他関係法令に違反する者ではないこと。 | |

※1 1か月の勤務時間を1週間ごとに平均した時間

※2 登録方法については、裏表紙を確認してください。

【再就職準備金の貸与の対象となる再就職先の施設又は事業所】

| | |
|-------------------------|---|
| 保育所 | 認定こども園 |
| 預かり保育等を常時実施している幼稚園 | 「認定こども園」へ移行予定の幼稚園 |
| 家庭的保育事業 | 小規模保育事業 |
| 居宅訪問型保育事業 | 事業所内保育事業 |
| 病児保育事業 | 一時預かり事業 |
| 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 | 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 |

返還について

(1) 返還の免除

石川県内の保育所等で保育士として働いている間は、原則、再就職準備金の返還を求められることはありません。また、次のいずれかに該当する場合には、申請により、再就職準備金の返還が全額免除されます。

- ① 石川県内の保育所等で週20時間以上、2年間^{※3}、保育士として働いたとき。
- ② 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、保育士として生涯働くことができなくなったとき。

※3 在職期間が通算 730 日以上

(2) 返還の開始

次のいずれかに該当する場合は、翌月から再就職準備金の返還が必要となります。

- ① 再就職準備金の申請時の保育所等に再就職しなかったとき。
- ② 再就職した保育所等を退職し、正当な理由がなく、3か月を超えて^{※4}、石川県内の保育所等で保育士として働かなかったとき。
- ③ 業務外の事由により死亡、または業務外の事由による心身の故障のため、保育士として生涯働くことができなくなったとき。
- ④ 届け出が必要な場合に、借受人がその届け出を怠ったとき。
- ⑤ 借受人が免職されたとき。
- ⑥ 虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたとき。
- ⑦ その他再就職準備金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※4 転職する場合、前職を退職した日から3か月以内に石川県内の保育所等に保育士として再就職しないときは、再就職準備金の返還が必要となります。

(災害、疾病、負傷、育児、介護、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)

(3) 返還期間

返還が必要となった場合には、返還となった理由が生じた翌月から2年間(24回の月払い)で再就職準備金を返還いただきます。

- ① 借受人が希望する場合、返還を繰り上げることができます。
- ② 返還期間内であれば、無利子ですが、返還期間以内に返還できない場合は、延滞利子が年5%の割合で発生します。
- ③ 免職されたときや虚偽その他不正な方法により再就職準備金を借りたときは、一括で返還を求める場合があります。

福サポいしかわへの登録について

(1)「保育のしごとサポートシステム（潜在保育士登録）」への登録は、次のホームページから行うことができます。登録者には求人情報や保育の仕事に関するイベント等の情報をメール配信します。登録の有効期限はありません。

石川県介護・福祉の仕事の魅力発信ポータルサイトいしふく <https://www.ishi-fuku.jp>

(2) 福サポいしかわで預かっている求人情報を閲覧したり、紹介を希望する場合には、来所または、電話連絡のうえ郵送で求職登録をすることができます。登録者には毎月、求人情報を郵送し、個別に求人情報を紹介することがあります。登録の有効期間は3か月となります。

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター

920-0935 金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1階

電話：076-234-1151 FAX 076-234-1153

再就職準備金に関する問い合わせ先

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 地域福祉課

920-8557 石川県金沢市本多町 3丁目 1番 10号 石川県社会福祉会館2階

電話：076-224-1212 FAX 076-222-8900

申請方法や申請に必要な書類は石川県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードするか、「石川県社会福祉協議会」へ連絡し、取り寄せてください。

【掲載ページ】

石川県社会福祉協議会ホームページ <http://www.isk-shakyo.or.jp>

→情報ボックス（トップページ左側の次の画像をクリックしてください。）

各課・センターからのお知らせ
情報ボックス

